

平成26年第1回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成26年3月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成26年3月7日	13時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成26年3月7日	14時09分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	12番	松石信男	1番	神前輔行		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 友野紘香	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	農林環境課長	松雪靖弘		
	総務課長	酒井英良	まちづくり推進課長	天本正弘		
	企画政策課長	木村司	会計管理者	天本政人		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	原博文		
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 第1号議案の訂正請求の件
- 日程第2 総務文教常任委員長報告（付託議案第1、2、5号議案）
- 日程第3 厚生産業常任委員長報告（付託議案第3、4、5、6、7、8号議案）
- 日程第4 討論・採決

- 第1号議案 基山町青少年問題協議会設置条例の制定について
- 第2号議案 基山町社会教育委員条例の制定について
- 第3号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 第4号議案 三神地区環境事務組合理約の変更に係る協議について
- 第5号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第5号）
- 第6号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 第7号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第8号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）

～午後 1 時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る 5 日から休会中の本会議を開議いたします。

日程第 1 第 1 号議案の訂正請求の件

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1. 第 1 号議案の訂正請求の件についてを議題とします。

町長から第 1 号議案の訂正請求がありました。訂正の理由を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

ここに第 1 号議案の訂正請求ということで議長に提出いたしましたところ、受理していただきましたので、訂正の理由を説明いたします。

件名は、平成26年第 1 号議案 基山町青少年問題協議会設置条例の制定についてでございます。

訂正の理由といたしましては、総務文教常任委員会の議論を踏まえて、町民にわかりやすい表現とするためということでございます。

- 1、第 3 条第 1 項中「若干名をもって」を「15名以内で」に改める。
- 2、第 3 条第 6 項中「1 人」を「1 名」に改めるということでございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま町長の訂正の説明が終わりましたので、第 1 号議案の訂正に対する質疑を行います。重松議員。

○6 番（重松一徳君）

この場で訂正の理由を聞いたわけですが、議案審議の中でも、ここについては一定議論がされた部分でもあります。若干名というわかりづらい表現よりも、具体的に15名以内ということで、これについては私も別に異議はありません。

問題は、15名以内ですので、15名以内という数字的なことがどうなのかという部分について少し質問させていただきます。

1 つは、これは議案審議の中でも言いましたけれども、国の法律、地方青少年問題協議会

法という法律に基づいて、各県市町村はこの協議会を置くことができるというふうに第1条で定めた部分について、基山町も今回きちっとまた条例の改正も行うというふうな形だろうと思います。その中で、この国の法律の第3条では「会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。」という前に、「地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。」というふうになっているわけです。国の法律が若干人で組織するというふうになっていると。この理由が、大変これは大事な部分でもあるわけです。というのは、この青少年問題が市町、県も含めてですけれども、それぞれの地区で大きく社会問題化している市町もあるわけです。そういう中では、この協議会を、場合によってはある程度一定の住民代表も踏まえたところで組織しなければならないという場合もあるし、場合によっては専門的な機関とか団体をもって構成するというふうになるわけですね。数を規定していないと。それぞれの市町が独自にこの組織する数は決めることができるみたいな若干名という表現なんです。

基山町は今回、15名以内とするという中身です。議案審議の中では10名以内というふうな発言もあっていました。なぜ10名以内というふうな発言から、今回、15名以内というふうになったのかという部分が1つの質問です。

もう1点は、これは26年度予算にもかかわりますけれども、26年度予算では非常勤の報酬の関係で5名分が組まれています。5名掛けるの5,700円で、2万9,000円が組まれています。今回、15名以内で、その15名以内の中には当然、報酬を払わない人もいるわけですが、この5名というふうな部分について、この2点について説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

当初、若干名ということで10名程度で考えておりましたけれども、やはり総務文教常任委員会の議論の中で、もっといろんな方の御意見を聞いてほしい、そういう要望もございまして、今回、15名以内ということに枠をふやしたということでございます。

当初予算におきましては、行政機関には報酬を支払いませんので、行政機関の委員以外の方5名ということで計上をさせていただいております。中身といたしましては、民生児童委員協議会の代表の方、それから社会教育委員の代表の方、青少年育成町民会議の代表の方、それからPTAの代表の方、補導員会の代表の方、そういうことで5名の予算措置を計上をお願いしておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第1号議案の訂正に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております第1号議案の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。第1号議案については、既に総務文教常任委員会に付託しております。訂正があった内容で総務文教委員会での審査をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

～午後1時38分 休憩～

～午後1時52分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第2～3 総務文教常任委員長報告、厚生産業常任委員長報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2．総務文教常任委員長報告、日程第3．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。品川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（品川義則君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

第1号議案 基山町青少年問題協議会設置条例の制定について

第2号議案 基山町社会教育委員条例の制定について

第5号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第5号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、3月4日付付託された上記の議案を審査の結果、第1、2、5号議案は原案を可決すべきものと決定をいたしました。会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第1号、第2号、第5号議案に対する審査の経過は以下のとおりであります。

記

第1号議案 基山町青少年問題協議会設置条例の制定について

青少年問題協議会の設置目的を条文化すべきではないかとただしたところ、上位法の地方青少年問題協議会法に基づき、第2条 所掌事務の項をもってあらわしているとの説明を受けました。委員会としては、今回の条例制定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図ることを目的としていることに鑑み、協議会設置目的を明確にする必要があるとの意見がございました。

第3条 組織の構成について、会長を町長が務め、庶務を教育委員会の教育学習課が所掌することについてただしましたところ、町の教育に関する総合的施策の協議を行う附属機関であるので、教育関係担当の教育学習課が行うとの説明を受けました。委員会としては、町長部局、教育委員会部局の所掌事務のふぐあいと考えられるので、検討するように要望をいたしました。

補導員の任期について再任を妨げないとの文言を加えるべきではないかとただしましたところ、協議会の下部組織であるので、補導員会設置要綱で規定するとの説明を受けました。委員会といたしましては、この条例から切り離し補導員会条例を制定するように要望をいたしました。

第2号議案 基山町社会教育委員条例の制定について

第2条 委員の家庭教育の向上に資する活動を行うものについてただしましたところ、元婦人会の役員経験者や保育士経験者であるとの説明を受けました。委員会としては、幅広い年齢層からの意見が上がるような委員会構成にするように要望をいたしました。

第5号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第5号）中歳入全般及び歳出所管分 歳入

（14款2項6目）

佐賀県先進的ICT利活用教育推進事業臨時交付金の事業内容についてただしましたところ、平成26、27年度に小学校、中学校の各学級に電子黒板を設置し、平成32年度までにタブレット型パソコンを基山中学校各学年に40台、各小学校のパソコン教室に40台のタブレット型パソコンを整備する計画であるとの説明を受けました。委員会としては、ICT教育を活用した将来に向けた総合的な計画の策定を行うように強く要望をいたしました。

以上で総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。重松厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（重松一徳君）（登壇）

私のほうから厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

第3号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について

第4号議案 三神地区環境事務組合理約の変更に係る協議について

第5号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第5号）中付託分
歳出所管分

第6号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

第7号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第8号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）

本委員会は、3月4日付付託されました上記の議案を審査の結果、第3、4、5、6、7、8号議案は原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第3、5号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第3号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について

福祉交流館1階に放課後児童クラブひまわり教室を新たに開設することに関して、利用定員と指導員の配置についてただしましたところ、ひまわり教室Aクラス60名、Bクラス60名、新たに開設するCクラス20名とするが、Cクラスは高学年を対象にする。利用者数が120名以下のときはA、Bクラスで対応する。Cクラスの指導員は常時2名で、4名以上のシフト制で対応したいとの説明を受けました。

また、Cクラスの開設日数は年間250日以上で、A、Bクラスと変わりなく国庫補助対象になるとの説明を受けました。

利用児童数が増加した場合の扱いについてただしましたところ、福祉交流館1階の大会議室を長期休業時に使用させてもらうことも協議しているとの説明を受けました。

当委員会としては、今後、放課後児童クラブのニーズは高まり、利用児童の増加による教室の不足などに対応するために既存の施設（小学校、中学校の空き教室など）の利用や、長期休業時には若基小学校のコスモス教室の相互利用なども検討するように要望いたしました。

また、指導員の待遇についても、業務内容や開設時間帯などを考慮して改善するように要望いたしました。

第5号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第5号）中付託分歳出所管分
歳出

（4款1項2目13節） 各種予防接種委託料 △1,095万6,000円

各種予防接種委託料1,095万6,000円の減額更正についてただしましたところ、子宮頸がんワクチンの接種予定数366名のうち利用者70名、子供のインフルエンザの接種予定数3,432名のうち利用者1,679名、風しん（妊娠安心風しん事業）の接種予定数426名のうち利用者64名による減額との説明を受けました。

子どものインフルエンザ接種助成（1,500円）は、子育て支援の取り組みとして平成25年度からの事業であり、対象者の約5割の利用実績で一定評価ができますが、今後は学校と連携して保護者への周知を図るよう要望いたしました。

（8款2項2目15節） 本桜・城の上線道路改良工事 △340万円

本桜・城の上線道路改良工事340万円の減額更正に関連して、今後の事業見通しについてただしましたところ、今年度の工事は全て終了し、平成26年度は神の浦ため池跡を盛り土により埋めて、自然沈下がおさまった以降に道路改良工事を行い、平成28年度の竣工予定との説明を受けました。

また、事業費についてただしましたところ、全体の事業費2億5,950万円に変更はないとの説明を受けました。

当委員会としては、神の浦ため池跡の利用についても地元の意見も参考に有効活用するよう要望いたしました。

以上をもって厚生産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

日程第4 討論・採決

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 討論・採決を行います。

第1号議案 基山町青少年問題協議会設置条例の制定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

第1号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第1号議案 基山町青少年問題協議会設置条例の制定については可決されました。

第2号議案 基山町社会教育委員条例の制定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

第2号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第2号議案 基山町社会教育委員条例の制定については可決されました。

第3号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

第3号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第3号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正については可決されました。

第4号議案 三神地区環境事務組合理約の変更に係る協議についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

第4号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

賛成多数と認めます。よって、第4号議案 三神地区環境事務組合理約の変更に係る協議については可決されました。

第5号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

第5号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第5号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第5号）は可決されました。

第6号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

第6号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第6号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は可決されました。

第7号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

第7号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第7号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

第8号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

第8号議案を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第 8 号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算
(第 5 号) は可決されました。

本日の会議は以上をもちまして散会といたします。

～午後 2 時 9 分 散会～